重要事項説明書

指定（介護予防）短期入所療養介護

社会福祉法人 郁慈会
介護老人保健施設ユートピアゆり

2026 年（令和 8 年)8 月　1 日 改定版

1. 事業主体に関すること

名　　称　　社会福祉法人　　郁慈会
所 在 地　　奈良県北葛城郡上牧町大字上牧４２４４
代表者名　　服部　勝悟
電話番号　　0745-76-7888　　FAX　0745-76-5555
　　0745-43-6273　　FAX　0745-43-6274　（直通９時～17 時）

2. 事業の目的と運営の方針

施設の目的

社会福祉法人郁慈会が開設する指定介護老人保健施設は、介護保険法令に従い、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の介護などの介護保険サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにし、住み慣れた在宅へ復帰できることを支援することを目的とします。

運営の方針

① 一人ひとりのニーズに応じた施設サービス計画書や通所・短期入所計画書を立案し、それらに基づいたサービスを提供致します。各事業において利用者が相互に社会的関係を築きながら、個々の有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、施設入所でのケアと通所・短期入所など在宅サービスのケアを一体的に提供致します。

② サービスを提供することによって利用者の生活の安全・充実ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目指します。また、地域や家族との結びつきを重視しながら、関係する都道府県・市町村や介護保険サービス提供者とも密な連携を図り、総合的なサービスを提供致します。

3. 施設に関すること

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老健)とは、身体上または精神上、著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者に対しサービスを提供する施設です。施設利用するためには、介護保険制度における要介護認定を受けていただく必要があります。

4. 施設概要

施 設 名	施設種別	入所定員	ショートステイ	開設年月	指定番号
郁 慈 苑	特別養護老人ホーム	100	6	昭和 62 年 5 月	2973100049
郁 徳 苑	特別養護老人ホーム	154	12	平成 3 年 9 月	2973100031
郁 愛 苑	特別養護老人ホーム	50	10	平成 6 年 8 月	2973100064
郁 楽 苑	特別養護老人ホーム	150	10	平成 11 年 4 月	2973100056
ユートピアゆり	老人保健施設	62	デイケア 40	平成 2 年 4 月	2951580014
フローレンス薬師山	ケアハウス	30		平成 6 年 10 月	
愛の故郷	ケアハウス	50		平成 14 年 4 月	
郁慈会居宅介護支援事業所				平成 24 年 1 月	2973100403
郁慈会訪問介護事業所				平成 25 年 4 月	2973100437

5. 施設利用の条件

・ 入所利用は、**「要介護・要支援」**と認定された方が対象となります。介護保険被保険者証を御確認ください。
・ 重要事項説明の後、「契約書」を取り交わして頂きます。
・ 入院、治療を必要とする方は入所出来ません。

6. 職員体制 （介護等に携わる職員数）

看護・介護職員の配置については、　　利用者:職員数＝３ ： １ 以上

■ 施設の従業者体制（令和８年８月１日現在実数）

職種	業 務 内 容	員数	主たる勤務時間
管理者（施設長）	従業員の管理、業務実施業況の把握、その他の管理	1 名	8：45～17：00
医師	医学的管理に関する全般	1 名	8：45～17：00
薬剤師	調薬及び薬学的管理	1 名	8：45～17：00
理学療法士または作業療法士・言語聴覚士	リハビリテーションに関する全般	1 名	8：45～17：00
看護職員	利用者の保健衛生管理及び医学的管理に基づく看護	6 名	8：45～17：00
介護職員	利用者の日常生活全般に関わる介護業務	15 名	二交代制変則勤務
支援相談員	利用者・家族の生活相談・苦情対応	1 名	8：45～17：00
管理栄養士・栄養士	栄養管理及び「食品の安全衛生管理	1 名	8：45～17：00
介護支援専門員	施設サービス計画の立案。利用者に対してアセスメント・モニタリング	1 名	8：45～17：00
調理員・事務員その他の従業員	食事の調理・施設内の庶務、総務、施設内の環境設備等	3 名	二交代制変則勤務

■ 設備の概要

設 備 種 別		
個室　　8 室	2 人部屋　　4 室	3 人部屋　　2 室
4 人部屋　　10 室		
食堂	談話室	デイルーム
面会室	相談室	一般浴槽
特殊浴槽（チェアー浴）	リハビリテーション室	医務室
ナースステーション	施設長室	リネン室

汚物室		

7. 費用と提供サービスについて

（介護予防)短期入所療養介護/ショートステイ（老人保健施設ユートピア・ゆり）

■施設サービス利用料(介護保険給付対象)　基本型　1日あたり

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個　室	579単位	726単位	753単位	801単位	864単位	918単位	971単位
多床室	613単位	774単位	830単位	880単位	944単位	997単位	1052単位

■その他のサービス加算(介護保険給付対象)

費目	加算単位	内容
在宅復帰･在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51単位/日	・在宅復帰・在宅療養支援等指標が40超で介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の【基本型】を算定している場合に算定します。
在宅復帰･在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51単位/日	・在宅復帰・在宅療養支援等指標が70超で・介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の【在宅強化型】を算定している場合に算定します。
送迎加算	184単位/回	送迎を行った場合に算定します。
夜勤配置加算	24単位/日	夜間に基準以上の人員を配置している場合に算定します。
個別リハビリテーション実施加算	240単位/日	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して作成した個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合。
口腔連携強化加算	50 単位／回	・口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に算定します。※1月に1回
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/回	・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位／月	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
認知症ケア加算 （介護予防を除く）	76単位/日	日常生活に支障を来すおそれのある認知症の入所者に対して、認知症専門棟において認知症に対応した介護保健施設サービスを行った場合に算定します。

認知所専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位/日	・施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すことから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上であること。 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している看護師を所定人数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ・従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的に実施していること。
認知所専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位/日	認知所専門ケア加算（Ⅰ）の基準を満たし、かつ、 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施していること。 ・施設における介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定します。
総合医学管理加算	275 単位/日	1.治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10 日を限度として 1 日につき所定単位数を加算する。 2.緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。
緊急短期入所受入加算 （介護予防を除く）	90 単位/日	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画にない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。 ※利用を開始した日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日）を限度。
重度療養管理 （介護予防を除く）	120 単位/日	要介護 4/5 の医療的に重度である利用者に対して、在宅生活を継続できるようにすることを目的として計画的に医学的な管理を行い、療養上必要な処理を行なった場合に算定します。
療養食加算	8 単位/食	管理栄養士の管理のもと療養食の提供を行った場合に算定します。（1 日につき 3 回を限度）
緊急時治療管理 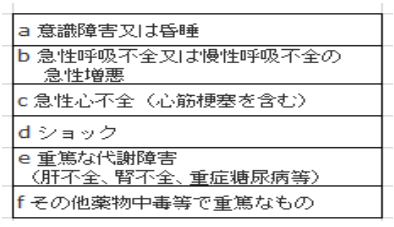 	518 単位/日	緊急時に医療行為を行った場合（月 1 回連続する 3 日以内）
特定治療		介護老人保健設においてやむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療につい

		て、老人医科診療報酬点数表により算定する点数に 10 円を乗じた額を算定します。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	以下の基準に適合していない場合に算定します。 ・ 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に算定します。 ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、研修を定期的に実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合に算定します。 ・身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること ・委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・従業者に対し、研修を定期的に実施すること ※ 令和 7 年 4 月 1 日から適用。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位/日	介護福祉士が 80%以上、もしくは勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上配置されている場合に算定します。
Ⅱ	18 単位/日	介護福祉士が 60%以上配置されている場合
Ⅲ	6 単位/日	介護福祉士 50%以上もしくは、常勤職員 75%以上もしくは、勤続年以上 30%以上配置されている場合
介護職員処遇改善加算 Ⅰイ	上記により算定した単位数の合計に 1000 分の 90 を乗じた単位数	
Ⅰロ	〃	1000 分の 97 を乗じた単位数
Ⅱイ	〃	1000 分の 86 を乗じた単位数
Ⅱロ	〃	1000 分の 93 を乗じた単位数
Ⅲ	〃	1000 分の 69 を乗じた単位数
Ⅳ	〃	1000 分の 59 を乗じた単位数

※上牧町は地域区分 7 級地につき 1 単位あたり 10.14 円を乗じた額のうち、介護保険負担割合証に準じた割合をご負担いただきます。

■食費(介護保険給付対象外)

利用者負担段階	第 4 段階	1,850 円／日	朝食 430 円	昼食 710 円	夕食 710 円
	第 3 段階②	1,360 円／日	食費全額自己負担の場合、第 1 段階から第 3 段階までの方の食費内訳 朝食 400 円　昼食 573 円　夕食 572 円		
	第 3 段階①	1,030 円／日			
	第 2 段階	600 円／日			
	第 1 段階	300 円／日			

■滞在費(介護保険給付対象外)

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
個　室		550 円	1,370 円	1,470 円	1,728 円
多床室	0 円	430 円	430 円	430 円	437 円

■日用品・教養娯楽費（介護保険給付対象外）

日用品費 400 円／日　　・

教養娯楽費 250 円／日

■おやつ代（希望者のみ）

180 円／日

介護給付対象のサービス利用料については、介護給付費体系の変更があった場合、変更になります。

給付対象外のサービス利用料については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事前の説明をさせていただいた上で、利用料を変更させていただくことがあります。

【提供するサービス】

食　事 … (管理)栄養士を配置し、栄養ならびに利用者の身体状況・嗜好を考慮した栄養ケア計画を作成し、実施します。可能な範囲で療養食にも対応します。また、口腔機能の維持や経口での食事摂取に努めます。自立支援の為に、離床し食堂で食事をとって頂くことを原則とします。
※事情により、療養室やホールでの食事も可能です。

入　浴 … 入浴は週２回以上、行います。身体状況により、清拭等も行います。

自立への支援 … 寝たきり・褥瘡防止のため、離床に努めます。
生活のリズムを考え、個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助いたします。

感染症・介護事故への対応 … 感染症・介護事故に対する、予防および安全管理体制の確保に努めます。
また、事故等が発生した際には、身元引受人及び関係諸機関(医療機関・行政機関等)と連携を取り、速やかな対応に努めます。（※万が一、感染症等が発生した場合には、面会・外出等を制限させて頂く場合があります）

身体拘束の廃止 … 原則として、身体拘束は行いません。緊急やむを得なく身体拘束等を行う際には、その状況や理由等を記録・説明した上で、利用者もしくは身元引受人の同意を頂くこととします。

サービス提供体制等 … より良いサービスを提供する為、手厚い職員配置に努めます。

（※常勤職員・有資格者の配置や基準を上回る人員配置等）

送迎範囲…片道 10ｋｍ以内（上牧町、王寺町、河合町、斑鳩町、三郷町、安堵町、広陵町、平群町、香芝市、大和高田市）

協力医療機関との連携体制 … 医療連携体制を構築するため、病歴等の情報を協力医療機関に提供させて頂きます。

【虐待の防止のための措置に関する事項】

1.事業所は、利用者の人権擁護及び虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（5）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

（6）その他虐待防止のために必要な措置。

2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【料金改定等】

介護給付対象のサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、変更になります。
給付対象外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事前の説明をした上で、料金を変更する事があります。

老健 利用料のうち、介護保険一部負担額・食費・居住費については、医療費控除の対象となります。

【苦情相談窓口】

◆サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

・苦情受付窓口：各施設内事務所(相談室）直通　9：00～17：00　（℡0745-43-6273）
　　担当者：施設長、支援相談員

・苦情解決責任者：伊藤　尚弘（法人理事）

・第三者委員：松浦　さやか（行政書士）奈良市芝辻町 4 丁目 1-9 芝辻石橋ビル 201 号室
　　森川　進　（地域住民代表）　北葛城郡上牧町ゆりが丘 1-1-14

◆公的機関においても、次の機関において苦情相談の申し出が出来ます。

・奈良県国民健康保険団体連合会（相談専用 TEL 0744-21-6811 ／ ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ 0120-21-6899）

・奈良県運営適正化委員会　　（ TEL 0744-29-1212 ）

・上牧町役場生き活き対策課介護保険係　（ TEL 0745-79-2020 ）

◆非常災害対策

・利用者へ介護サービス等の提供中に天災、その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措

置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。また、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

防災設備：スプリンクラー、消火器、消火用放水栓等

防災訓練：年 2 回実施(内 1 回夜間想定)

【第三者評価】

評価機関による第三者評価は実施していません。

【その他】

- 身元引受人には、利用料の支払い・定期的な衣料品等の補充・当施設からの連絡や報告等への対応など、**利用者に関わるすべての事**について、当施設と連携を取って頂くこととなります。
- 身元引受人のご連絡先(住所・電話番号等)に変更が生じた際には、速やかに当施設までご連絡ください。
- 『身元引受人とスムーズな連携が取れなくなった』と、**当施設が判断**した際には、**身元引受人の交代(変更)**をお願いする場合があります。

指定（介護予防）短期入所療養介護
入所利用同意書

指定介護老人保健施設　介護老人保健施設　ユートピア・ゆり　を利用するにあたり、指定（介護予防）短期入所療養介護、入所利用契約書、および重要事項説明書(令和８年８月 １日改定版)を受領し、これらの内容に関して説明を受け、これらの内容を充分に理解した上で、同意します。

令和　　年　　月　　日

【契約者(利用者)】　住　所

氏　名

【代　筆　者】　　氏　名

※代筆した場合※

【身元引受人】　　住　所

氏　名

社会福祉法人　　郁慈会
介護老人保健施設　ユートピア ゆり
施設長　　仲川　高広　殿